

指定道路図等作成業務委託特記仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、川西市が発注する「指定道路図等作成業務委託」(以下「本業務」という。)に適用するものとする。

(目的)

第2条 本業務は、指定道路図及び指定道路調書を整備することにより、建築基準法(以下「法」という。)に規定する道路の適正な管理を図り、円滑な建築行政の運営及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(業務概要)

第3条 本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1)計画準備
- (2)資料収集・整理
- (3)電子データ及び道路概要書の作成
- (4)データ変換
- (5)指定道路図の作成
- (6)現地調査
- (7)指定道路調書の作成

(調査資料等)

第4条 本業務の実施に際し、委託者は必要に応じて以下の資料及びデータを受託者に貸与するものとする。

- (1)都市計画白地図(1/2500)(Shape及びPDF形式)
- (2)道路判定図(Shape及びPDF形式)
- (3)道路台帳(Tiff形式)
- (4)位置指定道路図(Tiff形式)
- (5)道路調査資料(キングファイル)
- (6)開発道路関係資料
- (7)地番参考図
- (8)その他必要となる資料及びデータ

(準用規定等)

第5条 本業務の実施にあたっては、業務委託契約書及び本特記仕様書によるほか、以下の法律等に基づいて行うものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- (2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)

- (3) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)
- (4) 建築基準法道路関係規定運用指針(平成19年6月国土交通省)
- (5) 建築基準法道路関係規定運用指針の解説(平成19年7月国土交通省)
- (6) 建築基準法施行規則改正の解説<指定道路関係>(全国官報販売協同組合)
- (7) 道路法(昭和27年法律第180号)
- (8) 測量法(昭和24年法律第188号)
- (9) 公共測量作業規定の準則(昭和26年建設省告示第800号)
- (10) 地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)
- (11) 川西市契約規則(昭和49年規則第15号)
- (12) 川西市個人情報保護条例(平成6年条例第16号)
- (13) その他関係法令及び関係資料

(業務体制)

第6条 受託者は指定道路に関する業務実績を有する管理技術者、照査技術者及び担当技術者を適切に配置すること。

(業務着手届等)

第7条 受託者は契約後、以下の書類を速やかに委託者に提出し、承認を得るものとする。また、それらの変更についても同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 現場責任者届(経歴書を含む)
- (4) 見積金額の内訳がわかるもの

(業務実施計画)

第8条 受託者は本業務を実施するにあたり、効率的かつ堅実に作業を遂行するために、業務方針、作業全般の方法、工程、業務従事体制等並びに照査計画を定めた業務実施計画書の立案を行い、監督員の承認を得るものとする。また、これらを変更しようとするときも同様とする。

(完了検査)

第9条 受託者は本業務を完了したときは、完了届及び所定の成果品を提出し、委託者の検査を受けるものとする。

(守秘義務)

第10条 受託者は本業務により知り得た個人情報等をはじめとする事項を他に漏らしてはならず、委託者の許可なく他に使用してはならないものとする。

(成果の帰属)

第11条 本業務で作成された成果品は、委託者の所有するものとし、承諾を得ずにこれを公表、譲渡、貸与してはならない。

(成果品の瑕疵)

第12条 業務終了後、受託者の過失または粗漏に起因する不良箇所が確認された場合も、委託者の必要と認める訂正補足、及びその他必要な作業は受託者の負担で行うものとする。

(履行期間)

第13条 本業務の履行期間は、契約の締結日から平成32年3月16日までとする。

第2章 業務内容

(計画準備)

第14条 受託者は本業務を正確かつ効率的に遂行するため、各工程における実施方針を定め、うえで業務実施計画を策定し、業務実施に必要な準備を行うものとする。

2 委託者は本業務を実施するにあたり必要となる調査資料等を貸与するものとし、関係部署との調整が必要な場合は、本業務に支障を来さないよう調整を図るものとする。

(資料収集・整理)

第15条 受託者は本業務で必要とする以下の関連資料及び既存データについて、収集・整理もしくは必要となるデータの作成を行うものとする。

- (1)道路判定図
- (2)道路台帳
- (3)開発道路関係資料
- (4)位置指定道路図
- (5)道路調査資料
- (6)その他関係資料

(電子データ及び道路概要書の作成)

第16条 調査毎に綴られている既存の道路調査資料について、スキャニングを行い、路線毎に整理したうえで電子データを作成し、別紙に示す道路概要書として、道路情報の管理が行いやすいよう整理するものとする。なお、道路調査資料の参考数量は、以下のとおりである。

ファイル名	キングファイル数	路線数
正規道路扱いファイル	43 冊	約 837 路線
旧道路扱いファイル	22 冊	約 661 路線
新変道ファイル	6 冊	約 240 路線
計	71 冊	約 1,738 路線

ファイルの概算数量は、約30～40枚／路線、カラー・モノクロ及び用紙サイズ混在

(データ変換)

第17条 法第42条に規定する道路について、委託者から貸与される道路判定図データ(Shape形式)をポリゴンデータから国土交通省が例示する標準的な凡例に基づいたベクトルデータに変換する。その際、指定道路の位置、起終点等の追加及び変更等の情報を必要に応じて追加する等調整を行う。なお、変換するポリゴンデータの参考数量は、約4,406である。

(指定道路図の作成)

第18条 前条で作成したデータについて、道路台帳及び道路調査資料等と照合し、既存資料との整合を行い、指定道路図を作成する。なお、現地調査の結果、必要な場合は指定道路図を修正するものとする。

- 2 法第43条第1項ただし書きの規定に基づく特定通路について、既存の道路調査資料をもとに指定道路図に反映させる。その際、委託者が判定している「包括同意基準該当路線」とそれ以外の「非該当路線」については、監督員と協議し表記を分類し作成するものとする。なお、変換するポリゴンデータの参考数量は、約1,484である。

(現地調査)

第19条 受託者は、次に示す道路について現地調査を行い、道路概要書にまとめるものとする。また、市道の総延長は、514.78kmである。

道路種別	路線数	総延長
法第42条第1項第5号(県指定)	315 路線	約 28.9 km
法第42条第2項(国・県・市道)	354 路線	約 125.3 km
法第42条第2項(私道)	207 路線	約 24.3 km
計	876 路線	約 178.5 km

(指定道路調書の作成)

第20条 法第42条第1項第5号及び同法第2項道路について、現地調査及び調査資料をもとに、指定道路調書を以下のとおり作成する。

- (1)法第42条第1項第5号道路(県指定:現地調査あり)

・省令別記第42号の2様式(第1面～第2面)
・添付資料(道路概要書、付近見取図、地番参考図)

- (2)法第42条第1項第5号道路(市指定:現地調査なし)

・省令別記第42号の2様式(第1面～第2面)
・添付資料(道路概要書、付近見取図)

- (3)法第42条第2項道路(現地調査あり)

・省令別記第42号の2様式(第1面～第2面)
・添付資料(道路概要書、付近見取図、地番参考図、基準日の航空写真)

- 2 前項により指定道路調書を作成する路線数の参考数量は、以下のとおりである。

道路種別	路線数	総延長
法第42条第1項第5号(県指定)	315 路線	約 28.9 km
法第42条第1項第5号(市指定)	192 路線	約 5.6 km
法第42条第2項(国・県・市道)	354 路線	約 125.3 km
法第42条第2項(私道)	207 路線	約 24.3 km
計	1,068 路線	約 184.1 km

第3章 成 果 品

(成果品)

第21条 受託者は、成果品として以下の資料を委託者に提出するものとする。

- | | |
|--|-----|
| (1)指定道路図 | 1 式 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・製本図面(カラー出力) ・データ(Shape及びPDF形式) | |
| (2)指定道路調書 | 1 式 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・製本(A4):第1面 + 第2面 + 添付資料 ・閲覧用製本(A4):第1面 + 第2面 ・データ(Excel又はWord及びPDF形式) | |